

税務課の各種手続きには、マイナンバーの記入が必要

- 税務課で行う手続きには、^{※1}個人番号カードまたは^{※2}通知カードと運転免許証などの身分証明書を必ず持参してください。また、代理人が手続きする場合など、詳細は問い合わせください。
- ※1 表面に氏名などと顔写真、裏面に個人番号が記載。公的な身分証明書となる
 - ※2 表面に氏名などと個人番号が掲載された紙製のカード。本人確認書類にはならないので、通知カードと運転免許証などの身分証明書が必要

マイナンバーが必要な主な手続き

手続き内容	窓口・問い合わせ
軽自動車税の減免 (軽自動車税減免申請書)	税政グループ 今井(美) TEL 23-5842
固定資産税の減免 (固定資産税・都市計画税減免申請書)	資産税グループ 加藤(千) TEL 23-5832
償却資産申告書	資産税グループ 今井(雅) TEL 23-5834
認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書	
固定資産税の住宅用地等申告書	市民税グループ 山田 TEL 23-5830
市民税・県民税申告書	
住宅借入金特別税額控除申告書	全グループ共通 (各税の問い合わせ)
相続による納税義務者の承継の届出 (相続人代表者届)	
納税管理人の届出・変更 (納税管理人申告書)	



市・県民税に関するお知らせ

申告に必要な書類について

必要書類は大切に保管してください

申告書を紙で提出する場合、給与収入や公的年金収入については源泉徴収票を、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除などについては証明書などを添付する必要があります。確定申告書の提出を電子申告(e-Tax)により行う場合は添付を省略できる書類もありますが、原則として申告期限から5年間保管しておく必要があります。

医療費控除の明細書の添付について

医療費控除については、平成30年度(平成29年分)の申告から医療費控除の明細書の添付が原則となっております(医療費通知(医療費のお知らせ)添付の場合、明細の記入は省略可)。なお、経過措置として平成32年度(平成31年分)までは、従来どおり医療費の領収書の添付または提示でも医療費控除を受けることができます。

※電子申告(e-Tax)で確定申告を行う場合は添付省略可

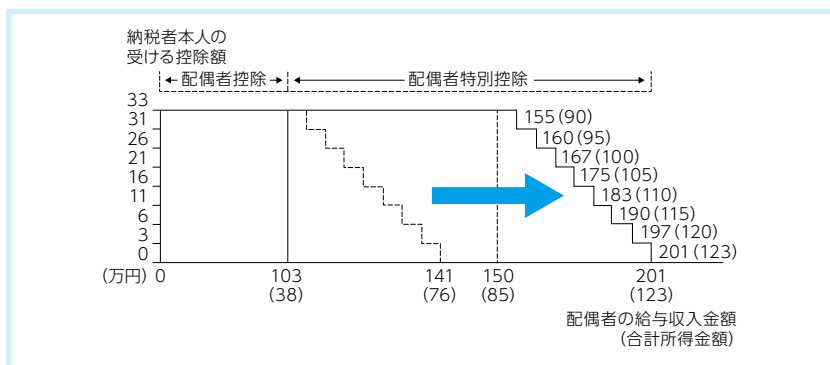
配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が現行の103万円から155万円(合計所得金額90万円)に引き上げられます。控除額は、配偶者の給与収入金額155万円超(合計所得金額90万円超)から段階的に減り、給与収入金額201万円(合計所得金額123万円)以上では控除を受けられなくなります。

●新たに、納税者本人の所得により控除額が制限される

問 税務課 市民税グループ 山田 TEL 23・5830

ます。納税者本人の合計所得金額が900万円(給与収入のみの場合収入金額が1千120万円)を超えると控除額が3分の2となり、950万円(給与収入のみの場合収入金額1千170万円)を超えることとなり、1千円(給与収入のみの場合収入金額1千220万円)を超えると控除を受けられなくなります。



詳細は総務省や国税庁のホームページも参照してください



軽自動車税に関するお知らせ

問 税務課 税政グループ 石原・今井(美) TEL 23・5842

軽自動車税に係る車両を
現在所有していない方について

所有していない車両の軽自動車税の納税通知書が毎年送られてくる方は、すぐに問い合わせください。

原動機付自転車を処分するときには、
ナンバープレートを市に返却してください

ナンバープレートを必ず外して市に返却してください。軽自動車税を止めるためにはナンバープレートの返却が必要です。

小型特殊自動車の登録について

小型特殊自動車は公道を走行しなくても、所有することによって軽自動車税が課税されます。現在、未登録の小型特殊自動車を所有している方は、速やかに市役所税務課で登録してください。

督促状および催告書の領収書について

督促状および催告書で支払った領収書は、車検用納税証明書として使用することができます。支払い後、領収書をお持ちになって市役所または各地区事務所で車検用納税証明書(無料)を請求してください。

平成31年度の軽自動車税グリーン化特例のお知らせ

問 税務課 税政グループ 石原・今井(美) TEL 23・5842




平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新規登録(新車登録)した三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に依りて平成31年度のみ軽自動車税が軽減され、平成32年度からは通常税率となります。

※新規登録した年月が13年を経過した三輪以上の軽自動車(初度登録平成18年3月以前の車両)は、経年車重課となります




※新規登録した年月や燃費基準達成状況は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」や「備考欄」で確認することができます。対象車両や税額は下表のとおりです



1 軽乗用車

対象車	四輪以上		三輪
	自家用	営業用	
電気自動車および天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)	2,700円	1,800円	1,000円
このマークがある車両 	平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+30%達成車 	2,000円
	平成30年排出ガス基準50%低減	平成32年度燃費基準+10%達成車 	3,000円
通常(グリーン化特例を受けた年度の次年度以降)	10,800円	6,900円	3,900円
初度検査年月から13年経過した車両	12,900円	8,200円	4,600円

2 軽貨物車

対象車	四輪以上		三輪
	自家用	営業用	
電気自動車および天然ガス自動車 (平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)	1,300円	1,000円	1,000円
このマークがある車両 	平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+35%達成車 	2,000円
	平成30年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準+15%達成車 	3,000円
通常(グリーン化特例を受けた年度の次年度以降)	5,000円	3,800円	3,900円
初度検査年月から13年経過した車両	6,000円	4,500円	4,600円

住宅用地の利用変更、家屋を取り壊した場合は連絡が必要

問 税務課 資産税グループ 今井（雅）、鈴木 TEL 23・5834

住宅用地の利用変更の場合は「申告書」を提出

住宅と一体で利用している土地には駐車場や空き地などと比べ、固定資産税・都市計画税の税額を軽減する特例措置を適用しています。土地の利用を変更し、特例措置の適用が変わる場合には申告の必要があります。
※税額決定に重要な情報となるので、該当する方は必ず申告してください

申告が必要な場合

- ① 居住用の家屋を増築または一部取り壊した場合
- ※住宅用地の利用に変更がある場合のみ
- ② 家屋の全部または一部の利用状況を変更した場合
- (例) 住宅から店舗に、店舗から住宅に変更した場合など
- ③ 土地の利用状況を変更した場合
- (例) 住宅の庭を月極駐車場に、月極駐車場を住宅の庭にした場合など

提出方法

平成31年1月31日（木）までに固定資産税の住宅用地等申告書（窓口で配布。またはホームページからダウンロード可）を窓口へ

家屋を取り壊した場合は「家屋滅失届」を提出

提出が必要な場合
家屋（住宅、店舗、工場など）を取り壊した場合は提出が必要です。
※法務局で滅失登記の手続きをした場合や、取り壊しの申し出を受けて税務課職員が滅失状況を確認した場合は届出不要
※提出がない場合は、次年度も固定資産税を課税される場合があります

提出方法

家屋滅失届（窓口で配布。またはホームページからダウンロード可）を窓口へ

各種申請書のダウンロード



償却資産（固定資産税）の申告をしてください

問 税務課 資産税グループ 藤井、古田 TEL 23・5834

※償却資産を所有している方は、平成31年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告してください。

※1 工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている資産のこと

償却資産の種類

- ① 構築物：広告塔、門、塀、庭園、駐車設備、舗装路面など
- ② 機械・装置：製造加工機械、各種業務用機械・装置・※2太陽光設備など
- ※2 事業用や発電出力10キロワット以上の設備は売電事業用の資産となるので申告が必要
- ③ 船舶：ボート、釣船、漁船、遊覧船など
- ④ 航空機：飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
- ⑤ 車両、運搬具：貨車、客車、荷車、自転車、フォークリフトなどの大型特殊自動車など（自動車税、軽自動車税の対象となる資産は除く）
- ⑥ 工具、器具、備品：看板、事務機器、各種業務用工具・機器、事務家具、陳列ケースなど

申告が必要な方

- 市内で自ら事業を営み、該当する償却資産を所有している
- 市内で事業を営む方に事業用の償却資産を貸し付けている
- 所有権移転リースをする資産などは、原則として買主（借主）
- 建物に内装や造作を施したり、建築設備などを取り付けている（テナントなど）
- 所有者不明の償却資産を使用している

申告書の送付

以前に申告している方には、平成31年度用の申告書を送付しています。
※新たに申告する方、申告書が届かない方などは、問い合わせください
申込方法 平成31年1月31日（木）までに申告書を郵送または窓口へ



税金は納期限までに納めましょう

問 税務課 収納グループ 渡辺 TEL 23・5836

皆さんが直接納付する市税は、市民税の普通徴収固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。その他の市税は勤務先などを通じて納められています。納税通知書が届いたら、納期限を確認し、納期限までに納めましょう。

納期限までに納めない

督促 納期限から20日以内に督促状を発送。発送の日から督促手数料100円が加算されます。
延滞金 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金が加算されます。
 ※年利は最高14.6%（平成30年中は8.9%）
滞納処分 督促状発送日から10日を過ぎても完納しない場合、財産を差し押さえます。
財産差押 預貯金や給与などの債権、不動産、動産などを差し押さえます。債権は取り立て、不動産と動産は公売で換金し、滞納市税に充てます。
 ※財産差押のために金融機関や勤務先などに財産調査を行います。また、住居や事務所などの捜索を行う場合もあります

納付困難な場合は必ず相談を

経済的な理由などにより、納税が困難な場合は、早めに相談してください。

市税納付の詳細について



税を考える週間「税に関する作品」多治見地区の主な入賞者

問 税務課 税政グループ 若林 TEL 23・5842

11月11日～17日の「税を考える週間」に合わせ、児童、生徒から募集した税に関する習字と作文の入賞作品を駅北庁舎で展示しました。
 ※確定申告期間は、申告会場（駅北庁舎 4階大ホール）前にも展示予定

小学生の部「習字」

岐阜県総務部長賞

役税割の
 やすだ ともか 朝香さん
 (脇之島小5年)

東濃西部納貯連会長賞

ぜのい
 やまだ みさき 美咲さん
 (根本小4年)

多治見市長賞

役税割の
 こんどう たかみ 近藤 巧さん
 (養正小5年)

多治見市教育長賞

役税割の
 おぐら ゆりな 小倉 由利南さん
 (精華小5年)

東濃西部納貯連金賞

役税割の
 かとう かんた 加藤 寛大さん
 (共栄小5年)

東濃西部納貯連銀賞

ぜのい
 かみおか きやか 紗夏さん
 (精華小4年)

東濃西部納貯連銀賞

ぜのい
 いしだ かおり 石田 かおりさん
 (根本小4年)

東濃西部納貯連銅賞

役税割の
 おおさき ななか 岡崎 夏楓さん
 (小泉小6年)

東濃西部納貯連銅賞

ぜのい
 あまの はるか 天野 はるかさん
 (滝呂小4年)

東濃西部納貯連銅賞

役税割の
 なかま えみか 中前 都さん
 (滝呂小6年)

中学生の部「作文」

東濃西部納貯連会長賞

「お返し」の精神」で
 おおはし かあか 岡橋 史親さん
 (多治見中3年)

多治見税務連絡協議会長賞

多治見市教育長賞
 私たちの生活を支える税
 藤岡 そらさん
 (多治見中3年)

東濃西部納貯連銀賞

希望のお金
 おおさわ かな 大澤 佳奈さん
 (多治見中3年)

東濃西部納貯連銅賞

返ってくる消費税
 しばた たけし 柴田 泰成さん
 (多治見中3年)

東濃西部納貯連金賞

「税金」ってナニ？
 坂崎 流雅さん
 (多治見中3年)

